

平成23年金融商品取引法改正及び売買単位の集約に係る上場制度の整備等に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

平成24年3月30日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第49号）が本年4月より施行され、我が国における新株予約権無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オファリング）の利用の円滑化を図るため開示制度が整備されるとともに、外国企業による我が国での資金調達を促進するため英文開示の範囲が拡大されることを踏まえ、上場制度についても所要の整備を行うほか、東日本大震災の影響等を踏まえ延期していた「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日公表）を推進するための制度整備を行うなど、「有価証券上場規程」等の一部改正を行うものです。

II. 改正概要

(備 考)

1. 金融商品取引法の改正を踏まえた対応

(1) 新株予約権の上場基準の見直し

- 株主平等原則の趣旨に反することが明らかな場合など、公益・投資者保護の観点から適当でないと認められる場合には、上場を承認しないこととします。

- 有価証券上場規程に関する取扱い要領（以下「取扱い要領」という。）13の3等

(2) 英文開示の範囲拡大への対応

- 外国会社は「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」の作成に際して外国会社届出書（外国市場において外国の法令等に基づいて英語で開示されている有価証券届出書に類似する書類）を利用できることとします。

- 取扱い要領2(1)d等

2. 売買単位の集約に向けた対応

(1) 100株と1000株への集約

- 上場会社に対して、単元株式数を100株とすることを義務づけます。ただし、現在、単元株式数が1000株となっている上場会社は除きます。

- 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第26条第1項等

(2) 100株への統一に向けた努力義務の新設

- 上場会社が、単元株式数を100株とすることを、企業行動規範の「望まれる事項」として規定します。

- 適時開示等規則第42条の2

3. その他

(1) 事業再生ADRに基づく整理を行う場合の債務超過基準の特例

- 上場会社が、事業再生ADRに基づく整理を行うことにより2年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合について、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長し

- 株券上場廃止基準第2条第1項第5号等

ます。

(2) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び関連する実務指針等への対応

- ・会計方針の変更又は表示方法の変更が行われた場合に開示されることとなる比較情報の数値は、上場諸基準への適合性の判断には利用しないこととします。

(3) その他

- ・その他所要の改正を行うものとします。

・株券上場審査基準の取扱い 2 (5) a 等

・有価証券上場規程第 3 条第 7 項第 1 号等

Ⅲ. 施行日

- ・平成24年4月1日から施行します。
- ・2(1) については、平成26年4月1日から適用します。

以 上